

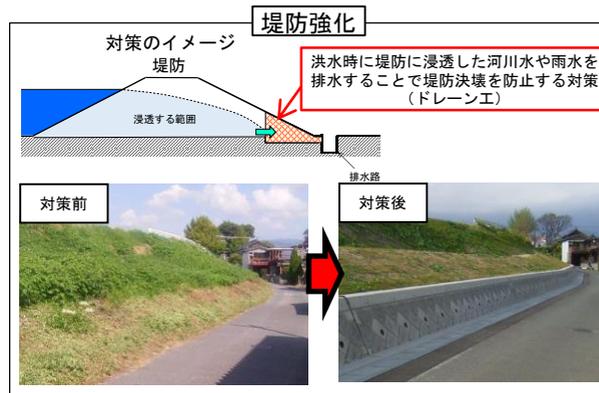
総 括 調 査 票

調査事案名	(31) 直轄河川改修事業		調査対象 予算額	令和元年度：290,680百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：267,006百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川整備事業費、 北海道開発事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	河川改修費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

直轄河川においては、直轄河川改修事業等により堤防強化、河道掘削、遊水地や排水機場等整備を実施している。



総 括 調 査 票

調査事業名 (31) 直轄河川改修事業

②調査の概要・視点

直轄河川改修事業で実施されている排水機場の整備に関して、平成21年度に創設された「総合内水緊急対策」の実施要領においては、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上等の対策の他に、地方公共団体等が実施する貯留施設の整備や土地利用規制・誘導策等の対策を重層的に実施することにより、総合的に治水対策の推進を図ることとしている。

今回、総合内水緊急対策を含む排水機場の整備について、

1. 効率的・効果的に事業が実施されているか

2. 適切に事後評価が実施されているか

調査した。

【調査対象年度】

平成13年度～令和元年度

【調査対象先数】

地方整備局等：9先

【参考：総合内水緊急対策通達（抜粋）】

第一 総合内水対策協議会等の設置

河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であることから、浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会等を設置し、効果的かつ効率的な対策の確立に資する協議等を実施する。

第二 総合内水対策計画の策定方針

総合内水対策協議会等は、総合内水対策の具体的な施策を総合内水対策計画として策定する。

第三 総合内水対策緊急事業の事後評価の実施

内水対策河川管理者は、事業実施において、国土交通省所管事業の事後評価を実施する。

③調査結果及びその分析

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 総合内水緊急対策の創設（平成21年度）以降に着手された18施設のうち、総合内水対策計画（以下、「計画」という。）に基づき整備した施設は8施設であり、半数以下となっている。

計画なしに整備した10施設については、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の検討の有無が確認できなかった。

(2) 計画なしに整備した10施設の中には、排水ポンプ車の排水能力以下の施設が5施設あった。

また、これらについては、代替案との比較検討・公表が行われていなかった。

<参考：排水ポンプ車と排水機場の比較の一例>

	排水ポンプ車	排水機場
特徴	・浸水状況等を見ながら、都度、設置箇所を変更可能。	・樋門の開閉に合わせた運転が可能のため、水位変化に応じた運転が可能。
耐用年数	15年程度で更新	15年程度で分解・整備
設置費用 (排水量1m ³ /秒)	約90百万円	約200百万円
維持更新費用 (排水量1m ³ /秒) ※15年	約150百万円	約70百万円



排水機場



排水ポンプ車

(3) 平成20年度以前に着手した施設の中には、着手後の地元調整等により大幅に事業費が増加しているにもかかわらず、それを踏まえた計画全体の見直しによる効率化の余地について、具体的な検討の有無が確認できないものが1施設あった。

【表1】過去15年間で整備した施設の実施状況

	施設数	総合内水対策計画の内容について		
		ハード整備 (地方公共団体等実施)	ソフト対策実施 (情報提供等)	土地利用規制 等の実施
過去15年間で整備した施設総数	49	19	21	17
平成21年度以降（総合内水緊急対策の創設以降）着手	18	8	8	8
うち計画があるもの（総合内水対策計画に基づき整備した施設）	8	8	8	8
うち代替案と比較検討し、公表しているもの	4	4	4	4
うち計画がないもの	10	—	—	—
うち排水ポンプ車の排水能力（1m ³ /秒）以下の施設	5	—	—	—
平成20年度以前着手	31	11	13	9

2. 適切な事後評価の実施

事後評価が実施された施設（14施設）のうち、地方公共団体等が実施するハード整備・ソフト対策・土地利用規制等について、いずれも評価をしていないものが10施設あった。

【表2】事後評価が実施された施設の実施状況

	施設数	ハード整備の評価 (地方公共団体等実施)	ソフト対策実施の評価 (情報提供等)	土地利用規制 等の実施の評価
地方公共団体等が実施する対策について個別の評価をしているもの	14	4	4	3
地方公共団体等が実施する対策について個別の評価をしていないもの		10	10	11

④今後の改善点

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者や地方公共団体等の対策を重層的に実施するとしている「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえた整備のあり方とすべき。

(2) 計画なしに整備する排水機場の新設・増設事業にあつては、特に実施の必要性の有無を含め、効率性を検討すべき。

(3) 事業計画の変更にあつては、計画全体の見直しによる効率化について、透明性の観点からも代替案との比較検討・公表の仕組みを検討すべき。

2. 適切な事後評価の実施

事業の事後評価に当たっては、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の実施状況も含め計画全体を評価すべき。